

# ○木曾文化公園運営委員会設置規則

〔平成 11 年 4 月 1 日〕  
規則第 37 号

改正 平成 12 年 3 月 9 日 規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 木曾文化公園（以下「文化公園」という。）の総合的かつ有機的な運営を図るため、木曾文化公園運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 条 委員会の委員は、次の者をもって組織し、連合長が任命する。

町村会教育部長

町村助役会長

木曾郡町村教育委員会連絡協議会

木曾郡町村教育委員会連絡協議会教育長部会長

木曾郡社会教育委員代表

木曾郡学校長会

木曾郡 PTA 連合会長

木曾郡公運協会长

木曾文化協会长

木曾郡連合婦人会会長

木曾文化公園館長

2 この委員会の委員長は、町村会教育部長をもってあてる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部長又は会長の職に有る者の任期は、前項の規定にかかわらず、その職の任期とする。

(職務)

第 4 条 委員会は、文化公園の基本的な管理運営に関し審議する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、委員長が召集し、会議の議長となる。

(実行委員会)

第 6 条 この委員会に自主事業を実施するため、文化公園自主事業企画実行委員会を置き、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日規則第 4 号）  
この規則は、公布の日から施行する。